

令和元年度総会における質疑事項について

令和元年度総会において一部改訂された「一般社団法人兵庫県理学療法士会定款」の総会での審議、質疑事項についての見解をまとめましたのでご参照ください。

1. 代議員定数について

定款

第 14 条 代議員は 50 名以上～100 名以内とする。

第 15 条 代議員を選出するため代議員選挙を行う。代議員選挙に関する事項は一般社団法人兵庫県理学療法士会役員等選挙規定（以下、選挙規定）に定める。の規定に従い、代議員は 50 名以上～100 名以内の中で、「選挙規定」で定めることとなる。

各支部の定数は平成 30 年度内に広報しました「兵庫県理学療法士会組織強化の取組みについて」中、「資料 2 代議員・役員選挙制度の概略」、及び「資料 6 役員等選挙規定案」のとおりです。

2. 役員定数について

定款

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

の規定がありますが、役員の定数に関する規定が「選挙規定」他にないことから、理事会では、理事定数を定めることはできないこととなります。

ただし、役員が欠員になった場合には、「選挙規定」第 29 条により理事会で役員を指名することができます。

3. 総会での質疑内容について（総括）

今回の総会において、役員定数の質疑を受けましたが、上記代議員定数の規定と役員定数の規定の説明に混同があり、明確さを欠く説明となりましたことをお詫びいたします。

上記定款上の規定を順守して今後の会務の執行にあたりたいと存じます。